

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針第2の1(2)に基づくスケジュール

平成29年5月  
最高裁判所

女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針(以下「指針」という。)第2の1(2)に定めるスケジュールは以下の通りとする。

本取組の対象事業については、以下のスケジュールにより、指針第2に基づくワークライフバランス等推進企業を評価する取組を全面導入する。

(1)平成29年度の取組

| 評価項目設定事業       | 取組内容     | 参考(平成27年度実績等) |
|----------------|----------|---------------|
| (2)に掲げる事業以外の事業 | 全事業 全面導入 | 約22.3億円       |

(2)平成30年度以降の取組(平成29年度中に全面的な実施が困難な事情がある場合)

①平成30年度

| 評価項目設定開始事業                | 実施困難な事情  | 参考(平成27年度実績等) |
|---------------------------|--|---------------|
| 公共工事のうちWTO政府調達協定等の対象となるもの | 建設業においてはワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、平成30年度以降の導入を予定。    | 0円            |
| 上記以外の工事                   | 建設業においてはワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、平成30年度以降の導入を予定。    | 約53億円         |
| 工事関係の設計・監理業務等             | 設計・監理業においてはワークライフバランス等推進企業が少数である状況にあることから、その数の状況を踏まえつつ、平成30年度以降の導入を予定。 | 約2.1億円        |

②平成31年度以降

| 評価項目設定開始事業                | 実施困難な事情   | 参考(平成27年度実績等) |
|---------------------------|---|---------------|
| 公共工事のうちWTO政府調達協定等の対象となるもの | 「①平成30年度」欄記載のとおり、ワークライフバランス等推進企業の数の状況により、平成31年度以降の導入となる場合もある。 | 0円            |
| 上記以外の工事                   | 「①平成30年度」欄記載のとおり、ワークライフバランス等推進企業の数の状況により、平成31年度以降の導入となる場合もある。 | 約53億円         |
| 工事関係の設計・監理業務等             | 「①平成30年度」欄記載のとおり、ワークライフバランス等推進企業の数の状況により、平成31年度以降の導入となる場合もある。 | 約2.1億円        |
|                           | 以降、全面導入   |               |

(参 考) 指针对象想定事業規模見込(平成27年度実績)

|                   | 金額(億円) | 件数(件) |
|-------------------|--------|-------|
| 裁判所における公共調達総額     | 245.8  | 1,904 |
| 指针对象想定事業規模        | 77.4   | 199   |
| 総合評価落札方式による事業     | 68.5   | 121   |
| 随意契約のうち企画競争等による事業 | 8.9    | 78    |

※ 規模見込等は基本的に平成27年度実績による概数。また、事業規模については、平成27年度実績等を参考として記載したものであり、実際の事業規模は各年度の予算や執行等の状況によるものである。

※ なお、このスケジュールについては、状況変化等を踏まえ見直す場合がある。

※ この他、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領第1の1(1)ただし書きに該当する環境配慮契約法に基づく自動車の購入及び賃貸借に関する事業 約2.7億円(平成27年度実績)